

分科会及び部会等における審議状況について

資料3-1	労働基準局関係	1
資料3-2	職業安定局関係	19
資料3-3	職業能力開発局関係	51
資料3-4	雇用均等・児童家庭局関係	73
資料3-5	政策統括官（労働担当）関係	99



勞 働 基 準 局 関 係

労働基準局所管の分科会等の審議状況

(平成26年8月29日以降)

○ 労働基準法等の一部を改正する法律（労働条件分科会、安全衛生分科会）【別紙1】

(労働条件分科会)

中小企業に適用が猶予されている月60時間超の時間外割増賃金率(50%以上)について、平成20年労働基準法改正法(平成22年4月1日施行)に定める3年後見直し検討の時期が到来していることや、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び『「日本再興戦略」改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、労働時間法制等について総合的に調査審議を重ねた結果、

働き過ぎ防止のため取組として、

- ・ 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し、
 - ・ 使用者に対する年5日の年次有給休暇の時季指定の義務付け
 - ・ 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設
- 等を行うとともに、多様で柔軟な働き方の実現を図るため、
- ・ フレックスタイム制の清算期間の延長、
 - ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務の追加、
 - ・ 時間ではなく成果で評価される働き方を希望する方のニーズに応える「高度プロフェSSIONAL制度」の創設

等を行うこととした。

(平成27年2月13日:「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」建議。
同年2月17日:法律案要綱の諮問。同年3月2日:法律案要綱答申。)

(安全衛生分科会)

労働安全衛生法の一部改正関係については、事業者は、高度プロフェSSIONAL制度の対象労働者であって、その健康管理時間が厚生労働省令で定める時間を超えるものに対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないとしたもの。

(平成27年2月17日:諮問、同年2月26日:審議、同年3月2日答申。)

○ 労災保険料率の改正【別紙2】

労災保険率は、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3年ごとに改定を行っており、平成27年度の改定のため、所要の改正を行うもの。

(平成26年12月10日:労災保険部会に諮問。同年12月15日労災保険部会で答申。平成27年4月1日施行)

○ 有期雇用特別措置法の施行に必要な省令・告示の制定（労働条件分科会有期雇用特別部会・職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会）【別紙3】

平成26年11月に公布された専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）の施行（平成27年4月）に伴い、同法による無期転換ルールの特例の対象となる高度専門職の年収要件及び専門的知識等に関する基準や、特例に関する認定を受けるに際して、事業主が行うべき対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置等を定めることとしたもの。

（平成27年2月9日：諮問・答申。同年3月公布、4月施行）

※ 職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会と合同で検討。

○ 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う労働安全衛生法施行令等の一部改正等（安全衛生分科会）【別紙4】

- (1) 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱
労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）に関して、改正事項に応じた施行日をそれぞれ定めることとしたもの。
- (2) 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱
改正法の施行に伴い、外国の登録検査・検定機関に対し必要に応じ実施する立入検査を行う場合の当該機関が負担すべき費用等を定めることとしたほか、法第88条第1項の届出の廃止に伴う改正等の所要の規定の整備を行うこととしたもの。
- (3) 労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱
改正法の施行に伴い、電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定に関する手続を定めたほか、法第88条第1項の届出の廃止に伴う改正等の所要の規定の整備を行うこととしたもの。

（平成26年9月16日：諮問・答申。（1）については同年10月公布・施行、（2）については平成26年10月公布・同年12月及び平成27年6月施行、（3）については平成26年11月公布・同年12月施行。）

○ 労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備（安全衛生分科会）【別紙5】

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い、以下のとおり厚生労働省関係省令の改正を行うこととしたもの。

- (1) ストレスチェック制度関係

ストレスチェックの実施時期を1年ごとに1回(定期)とすること、面接指導の対象となる労働者の要件等を定めることなど、ストレスチェック制度の実施などに関する事項を定めることとした。

(2) 特別安全衛生改善計画関係

厚生労働大臣による特別安全衛生計画の作成指示の対象となる重大な労働災害の定義やその他の要件について定めることとした。

(3) 外国検査・検定機関関係

外国検査・検定機関の事務所に対して行う立入検査に要する費用のうち、当該機関が負担すべき費用の細目について定めることとした。

(平成27年2月16日: 諮問、同年3月24日: 答申。同年4月公布・(2)及び(3)については平成27年6月施行、(1)については平成27年12月施行。)

○ 独立行政法人改革のための中小企業退職金共済法の改正(勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会)【別紙6】

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度に係る資産運用業務について、厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会が、資産運用の重要事項に係る審議等を行うこととするなどの機構の事務を効率化するための措置を講じることとしたもの。

(平成26年12月3日、12月16日: 審議、平成27年2月13日: 諮問・答申。)

○ 2014年度の年度評価【別紙7】

2014年度の年度評価については、別紙のとおり。

【参考】 分科会等開催実績

- ・ 労働条件分科会 9/10、9/30、10/8、10/28、11/5、11/17、12/24、1/16、1/29、2/6、2/13、2/17、2/27、3/2
- ・ 労働条件分科会労災保険部会 10/27、12/10、12/15、3/4
- ・ 労働条件分科会有期雇用特別部会 12/18、1/28、2/9
- ・ 安全衛生分科会 9/16、12/17、2/16、2/26、3/24
- ・ 勤労者生活分科会 10/29
- ・ 勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会 10/6、12/3、12/16、2/13、3/16

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

別紙1

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

- (1) **中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し**
 - ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)
- (2) **著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設**
 - ・ 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。
- (3) **一定日数の年次有給休暇の確実な取得**
 - ・ 使用者は、10日以上、年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。
- (4) **企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進**(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)
 - ・ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

II 多様で柔軟な働き方の実現

- (1) **フレックスタイム制の見直し**
 - ・ フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。
- (2) **企画業務型裁量労働制の見直し**
 - ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。
- (3) **特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェSSIONナル制度)の創設**
 - ・ 職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
 - ・ また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

施行期日：平成28年4月1日(ただし、Iの(1)については平成31年4月1日)

労災保険率は、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害発生状況等を考慮して、事業の種類ごとに定めることとされ、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3年ごとに改定を行っており、今般、平成27年度の改定のため、所要の改正を行う。

<改正概要>

1. 労災保険率の改定

一般保険料に係る保険料率について、過去3年間の災害発生状況等を考慮し、改定するとともに、あわせて一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率、海外派遣者の特別加入に係る第三種特別加入保険料率についても改定する。(徴収則別表第1、第16条第1項、別表第5、第23条の3関係)

※ 平均労災保険率 平成24年度改定時 4.8/1,000 ⇒ 平成27年度改定時 4.7/1,000

2. 労務費率の改定

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率(労務費率)を改定する。(徴収則別表第2関係)

3. 請負金額の取扱いの改正及び労務費率の暫定措置の廃止

労務費率の改定に際し、請負による建設の事業に係る賃金総額の算定基礎となる請負金額は、消費税額(地方消費税額を含む。)を含まないものとする。

また、労務費率に係る暫定的な取扱い(賃金総額の算定に当たり、請負金額に105/108を乗じて得た額に所定の労務費率を乗ずる)を廃止する。(徴収則第13条等関係)

1. 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則

有期特措法による無期転換ルールの特例の対象となる高度専門職の年収要件（1075万円以上）や、特例の対象となる事業主についての認定事務などに関する規定を整備

2. 特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則 第五条の特例を定める省令

「有期労働契約の無期転換ルールの特例等について」（平成25年2月14日労働政策審議会建議）の内容を踏まえ、労働契約締結時における労働条件の書面明示事項に、有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例に関する事項などを追加

3. 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める基準

有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例の対象となる高度専門職について、以下のいずれかに該当する者とする

- 1 博士の学位を有する者
- 2 公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士または弁理士
- 3 ITストラジスト、アクチュアリー-資格試験に合格している者
- 4 特許発明の発明者、登録意匠の創作者、登録品種の育成者
- 5 大学卒で5年、短大・高専卒で6年、高卒で7年以上の実務経験を有する農林水産業・鉱工業・機械・電気・建築・土木の技術者、システムエンジニア又はデザイナー
- 6 システムエンジニアとしての実務経験5年以上を有するシステムコンサルタント
- 7 国等によって知識等が優れたものであると認定され、上記1から6までに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が認める者

4. 労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

労働基準法に定める有期労働契約の期間の上限に関する特例の対象者について、有期雇用特別措置法の施行に併せて、ITストラジスト試験に合格した者を追加

5. 事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針

事業主が、有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例対象者に関する認定を受けるに際しては、特例の対象労働者に対して、以下の雇用管理に関する措置を行うべきこととする
＜高度専門職関係＞

以下のいずれかの雇用管理に関する措置を行うこと

- ・教育訓練に係る休暇の付与
- ・教育訓練に係る時間の確保のための措置
- ・教育訓練に係る費用の助成
- ・業務の遂行の過程外における教育訓練の実施
- ・職業能力検定を受けられる機会の確保
- ・情報の提供、相談の機会の確保等の援助

＜継続雇用の高齢者関係＞

高齢者雇用確保措置を講じた上で、以下のいずれかの雇用管理に関する措置を行うこと

- ・高齢者雇用安定法第11条の規定による高齢者雇用推進者の選任
- ・職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- ・作業施設・方法の改善
- ・健康管理、安全衛生の配慮
- ・職域の拡大
- ・知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- ・賃金体系の見直し
- ・勤務時間制度の弾力化

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成26年政令第325号）概要

趣旨

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第1条において、改正法の施行期日はその内容ごとに、公布の日（平成26年6月25日）から起算してそれぞれ6か月、1年、1年6か月又は2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。本政令は、公布の日からそれぞれ6か月以内、1年以内又は1年6か月以内に施行することとされている内容について施行期日を定めるものである。

別紙4

改正内容

(1) 化学物質のリスクアセスメントの実施

○ 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。

(2) ストレステキエツク及び面接指導の実施

○ 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレステキエツク）の実施を事業者に義務付け。（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）
○ 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とする。

(3) 受動喫煙防止措置の努力義務

○ 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが事業者の努力義務とする。

(4) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

○ 重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができることとする。（計画作成指示に従わない場合、計画を守っていない場合などに、大臣が勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができる。）

(5) 外国に立地する検査機関の登録

○ 国際的な動向を踏まえ、ポイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できることとする。

(6) 第88条第1項に基づき届出の廃止

○ 規模の大きい工場等で建設物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出（法第88条第1項）を廃止。

(7) 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定

○ 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

施行期日

(6)、(7)の

施行期日

平成26年12月1日

(3)、(4)、(5)の

施行期日

平成27年6月1日

(2)の

施行期日

平成27年12月1日

※(1) 化学物質のリスクアセスメントの実施については、法律の公布日から2年を超えない範囲で、別途制定する。

労働安全衛生法の一部を改正する政令案概要 労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案概要

改正の趣旨

第186回通常国会において成立した労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）の施行に伴い、関係政令及び関係省令の整備を行うもの。

※ 省令は、12/1施行の「電動ファン付き呼吸用保護具」と「法第88条第1項の届出廃止」に係る内容のみ。

政令案の主な改正内容

(1) 労働安全衛生法施行令の一部改正

外国の登録検査・検定機関の適正な運営の確保のため必要に応じ実施する立入検査を行う場合、当該機関は、厚労省職員が立入検査を実施する事務所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する額を負担するものとする。

(2) 労働安全衛生法関係手数料令の一部改正（別紙参照）

電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定（国が実施する場合）の手数料を以下のとおり定める。

- ・ 新規検定：1件につき 389,300円
- ・ 更新検定：1件につき 22,100円

(3) その他所要の規定の整備

施行期日

- ・ 政令案 平成27年6月1日
- ※ 電動ファン付き呼吸用保護具及び法第88条第1項の届出廃止の関係は、平成26年12月1日。
- ・ 省令案 平成26年12月1日

省令案の主な改正内容

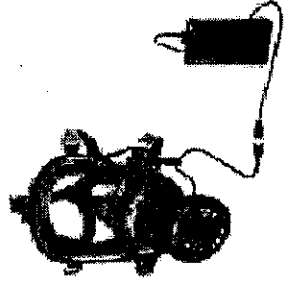
(1) 機械等検定規則の一部改正

電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定に関する手続等について以下のとおり定める。

- ① 登録型式検定機関の登録の区分として、電動ファン付き呼吸用保護具の区分を追加する。
- ② 新規検定を受けようとする者が型式検定実施者に提出すべき物とその数を定める。
- ③ 新規検定を行う場所を型式検定実施者の所在地とする。
- ④ 型式検定申請者が有すべき検査設備及び工作責任者を定める。
- ⑤ 型式検定合格証の有効期間を5年とする。
- ⑥ 型式検定合格標章の表示方法として、面体等ごとに見やすい箇所が付すべきことを定める。

(2) その他所要の規定の整備

改正法により建設物等の設置等に係る事前の届出（法第88条第1項）が廃止されることに伴う関係規定の削除等の所要の改正を行う。



労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備 に関する省令案の概要(1) (ストレスチェック制度関係①)

別紙5

1. ストレスチェック制度の概要

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務付けるもの（労働者50人未満の事業場については当分の間努力義務）。
検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とするもの。

2. 改正の概要 ※労働安全衛生規則の改正

(1) 産業医の職務

産業医の職務に、ストレスチェックの実施、ストレスチェックの結果に基づき面接指導の実施及び面接指導の結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関することを追加。

(2) 検査の実施等に係る規定の整備

- ① 実施時期と検査の内容
事業者は、常時使用する労働者について、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について検査を行うこと。
 - ・ 職場におけるストレスの原因に関する項目
 - ・ ストレスによる心身の自覚症状に関する項目
 - ・ 職場における他の労働者による支援に関する項目
- ② 検査の実施者
医師又は保健師のほか、厚生労働大臣が定める一定の研修を修了した看護師又は精神保健福祉士とすること。ただし、検査を受ける労働者について、解雇等の直接的な人事権を持つ監督者は、検査の実施の事務に従事してはならないこととする。
- ③ 結果の保存等
事業者は、労働者の同意を得て、検査の結果を把握した場合には、当該結果の記録を作成し、5年間保存しなければならないこととする。それ以外の場合には、事業者は、検査を行った実施者による検査結果の記録の作成及び検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならないこととする。
- ④ 結果の通知
検査の実施者から、遅滞なく、労働者に通知されるようにしなければならないこととする。
- ⑤ 同意の取得
検査の結果を事業者に提供することについての労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならないこととする。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備 に関する省令案の概要(2) (ストレスチェック制度関係②)

2. 改正の概要(続き)

※労働安全衛生規則の改正

(3) 検査結果の集団ごとの分析等に係る規定の整備

事業者は、実施者に、検査の結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めるとともに、当該分析結果を勘案し、必要があると認めるときは、その集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(4) 検査結果に基づく面接指導の実施等に係る規定の整備

- ① 検査結果に基づく面接指導の対象となる労働者の要件
検査の結果、ストレスの程度が高い者であつて、検査を行った実施者が面接指導の実施が必要と認めたものとする。
- ② 面接指導の申出
労働者が検査の結果の通知を受けた後、面接指導の申出を遅滞なく行うとともに、事業者は、申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を実施しなければならないこととする。また、実施者は、面接指導の対象となる労働者の要件に該当する労働者に対して、面接指導の申出を行うよう勧奨することができることとする。
- ③ 医師の確認事項
医師は、面接指導を行うに当たっては、当該労働者の勤務の状況や心理的な負担の状況等を確認することとする。
- ④ 結果の保存
事業者は、面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存しなければならないこととする。
- ⑤ 意見聴取
面接指導の結果に基づき医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行われなければならないこととする。

(5) その他の事項

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に検査及び面接指導の実施状況等について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととする。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備 に関する省令案の概要(3) (特別安全衛生改善計画関係)

1. 特別安全衛生改善計画の概要

法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場において発生させた企業に対して、当該企業の事業場において再び同様の重大な労働災害を発生しないようするための必要な再発防止対策について計画を作成するよう、厚生労働大臣が指示することができるもの。

2. 改正の概要

※労働安全衛生規則の改正

(1) 「重大な労働災害」の定義

- ①死亡災害
- ②負傷又は疾病により、障害等級第1級から第7級までの障害に該当するものが生じたもの又は生じるおそれのあるもの

(2) 「再発を防止するため必要がある場合」の要件

同一企業において、次の法令違反により、同様の『重大な労働災害』を3年以内に複数の事業場で発生させた場合

- ・ 労働安全衛生法、作業環境測定法又はじん肺法及びこれらの法律に基づく政省令(別添参照)
(坑内労働等有害業務制限)
- ・ 労働基準法第36条第1項但書及び労働基準法施行規則第18条
(年少者の有害業務制限)
- ・ 労働基準法第62条並びに年少者労働基準規則第7条及び第8条
(年少者の坑内労働等禁止)
- ・ 労働基準法第63条
(女性の坑内労働等禁止)
- ・ 労働基準法第64条の2及び女性労働基準規則第1条
(女性の坑内労働等禁止)
- ・ 労働基準法第64条の3及び女性労働基準規則第2条及び第3条
(女性の危険有害業務の禁止)

(3) 事業者が提出する改善計画の内容

特別安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、指示書に記載された期限までに、①計画の対象とする事業場、②計画の期間・実施体制、③重大な労働災害の再発防止のための措置等を記載した計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

(4) その他

計画の指示、計画の変更指示に係る所定の様式を定める。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案の概要（４）（外国検査・検定期間制度関係）

1. 外国検査・検定期間の概要

ボイラーなど特に危険性が高い機械等を製造等する際に受けなければならないこととされている検査・検定を実施する機関（登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定期間又は登録型式検定期間。以下「検査・検定期間」という。）のうち、日本国内に事務所のない外国に立地する機関（以下「外国検査・検定期間」という。）についても登録を受けられることとするもの。

2. 改正の概要

※登録省令の改正

検査・検定期間の登録手続き等について定めた「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）」の規定のうち、国内機関と外国機関で内容が異なる場合について、所要の整備を行い、国内機関によるものと同等の機能性・安全性を担保するもの

※下記以外の手続きは、他の国内機関と同様であり、従来通りである。

- ① 登録申請をしようとする者が提出すべき添付書類
 - ・ 申請者が、外国法令に基づいて設立された法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるものを提出させることとする等々を規定。
- ② 外国検査・検定期間への立入検査（監査指導）に係る旅費の額等
 - ・ 立入検査に要する費用のうち外国検査・検定期間が負担すべき旅費の詳細について、①国家公務員等の旅費に関する法律の規定により計算した額とすること、②立入検査の日数は事務所ごとに3日として計算すること等を規定。
- ③ その他
 - ・ 外国検査・検定期間の業務の引継ぎ、外国検査・検定期間の登録を取り消した場合の公示に係る規定を整備する。

■ 今般の独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、以下の事項について措置を講じる。

1. 資産運用に係るリスク管理体制の強化

- (1) **資産運用委員会の設置**
資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、**資産運用委員会**を設置する。
- (2) **資産運用に係るリスク管理体制の強化** ※**財政検証関連**
特定業種退職金共済制度の安定的な運営のため、**資産の合同運用**を認める。

2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し

- (1) **制度間通算における資産の全額移換の実施**
中退共制度と特定業種退職金共済制度の間等を移動した場合に、その**資産を全額移換**できるようにする。
- (2) **特定退職金共済事業等とのポータビリティの向上**
中退共制度と**特定退職金共済事業及び確定拠出年金制度(DC)**との間の事業主単位の**資産移換**を認める。
※ その他、従業員が転職した場合等の掛金納付月数の通算に係る**申出期間**を延長する。
- (3) **未請求退職金発生防止対策の強化**
住基ネットを活用することにより、未請求退職金発生防止対策を強化する。
- (4) **退職金の不支給期間の短縮** ※**財政検証関連**
特定業種退職金共済制度における退職金の**不支給期間**（現在は**24ヶ月未満**）を**短縮**できるようにする。

3. 施行日

平成28年4月の施行を予定（1. (1) 関係は、平成27年10月の施行を予定）

2014 年度 各分科会における年度目標の評価について

2014 年度の目標として労働条件分科会及び安全衛生分科会において設定した年度目標についての結果は、概ね以下のとおりである。

(労働条件分科会において設定された年度目標の動向)

○ 年次有給休暇取得率 (2014 年目標 : 52.8%)

2014 年調査 (調査対象は 2013 年) では、年次有給休暇取得率は 48.8% となり、目標値には 4.0 ポイント届かなかったものの、前回調査 (47.1%) から 1.7 ポイント増加した。

○ 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (2014 目標 : 8.3%)

2014 年調査では、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 8.5% となり、目標値には、0.2 ポイント届かなかったものの、前回調査 (8.8%) から 0.3 ポイント減少した。

年次有給休暇の取得促進策・長時間労働抑制策として、労働政策審議会労働条件分科会において「労働時間法制等の在り方について (報告)」及び答申を得た「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」に基づき

- ・ 使用者に対する年 5 日間の年次有給休暇の時季指定の義務付け
- ・ 中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し

等を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第 189 回通常国会に提出したところである。

(安全衛生分科会において設定された年度目標の動向)

- 平成 25 年度から 5 か年計画でスタートしている第 12 次労働災害防止計画（12 次防）においては、「平成 29 年までに平成 24 年比で労働災害による死亡者数、休業 4 日以上の死傷者数をそれぞれ 15%以上減少させる」という目標を掲げている。
- 平成 26 年の労働災害による死亡者数、休業 4 日以上の死傷者数は、それぞれ以下のとおりとなっている。
 - ・死亡者数については、平成 26 年は 1,057 人となっており、平成 24 年同期（1,093 人）と比べて、3.3%の減少。
 - ・休業 4 日以上の死傷者数については、平成 26 年は 119,535 人となっており、平成 24 年同期（119,576 人）と比べて、0.03%の減少。

※死亡者数は死亡災害報告、休業 4 日以上の死傷者数は労働者死傷病報告より作成したものの。(いずれも暦年集計。)

- 平成 26 年上半期の労働災害が大幅な増加となったことから、昨年 8 月に関係業界団体等に対し、「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」を行う等の対策を行った。その結果、平成 26 年下半期では、死亡災害、死傷災害ともに減少したが、通年では増加（平成 25 年比）という結果であった。なお、平成 27 年の労働災害（3 月末時点速報）については、引き続き減少傾向が維持されている。

また、平成 27 年は、1 月に、死傷災害発生件数の 2 割以上を占め、近年増加傾向にある転倒災害防止対策を進めるため、「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」を実施し、さらに平成 27 年度からは、全産業における死亡災害のうち 2 割以上を占める交通労働災害を防止するため、対策の推進を労働災害防止団体や関係業界団体に要請する等、業種横断的な労働災害防止対策を進めることとしている。

これらを踏まえ、12 次防の目標達成に向け、労働災害防止対策を推進していくこととしている。

